

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書 No.1
【根拠条文】	法第27条の25第1項及び第2項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	敬和綜合法律事務所 弁護士 森 祐輔
【住所又は本店所在地】	東京都港区赤坂2丁目11番7号 ATT EAST11階
【報告義務発生日】	2026年3月24日
【提出日】	2026年3月31日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	株式等保有割合が1 %以上減少したこと

第１【発行者に関する事項】

発行者の名称	玉井商船株式会社
証券コード	9127
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第２【提出者に関する事項】

１【提出者（大量保有者）／１】

（１）【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	ひびき・パス・アドバイザーズ・エスピーシー (Hibiki Path Advisors SPC)
住所又は本店所在地	ケイマン諸島、KY1-1104、グランド・ケイマン島、アグランド・ハウス、私 書箱309番 (PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	2025年9月30日
代表者氏名	ビクター・フー(Victor Foo)
代表者役職	代表取締役
事業内容	投資

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区赤坂2丁目11番7号 ATT EAST11階 敬和総合法律事務所 弁護士 森 祐輔
電話番号	03-3560-5051

（２）【保有目的】

純投資及び状況に応じて経営陣への助言、重要提案行為等を行うこと。

（３）【重要提案行為等】

状況に応じて重要提案行為等を行うこと。

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	28,900		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 28,900	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T 28,900		
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （2026年3月24日現在）	V 1,932,000
上記提出者の株券等保有割合（％） （T/（U+V）×100）	1.50
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）	8.95

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況(短期大量譲渡に該当する場合)】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	譲渡の相手方	単価
2026年1月26日	普通株式	100	0.01	市場内	取得		
2026年1月29日	普通株式	4,100	0.21	市場内	処分		
2026年1月29日	普通株式	300	0.02	市場外	処分		3,566
2026年3月24日	普通株式	139,800	7.24	市場外	処分	玉井商船株式会社	4,275

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	338
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	0
上記（Y）の内訳	2026年1月15日付現物出資により173,000株を取得、 うち144,200株を処分し、残高は28,800株
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	338

(注) 先に取得したものから順番に処分したと仮定して差し引く方法により記載しております。

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 （千円）

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地